

委員会等におけるマイボトルの取扱いについて

《 これまでの運用（令和元年 9 月定例会～） 》

体調上の理由から、委員会等開会中に自席において水分補給が必要な委員及び理事者に限り、マイボトル（*）の持ち込みを認める（事前の許可手続きは不要）。

（*）マイボトル

①ペットボトル、ストロー等、ワンウェイのプラスチック製品は不可。

※ 中身は水に限る。

②机上には置かず、足元などに置く。



《 今後 》

これまでどおり、体調上の理由に限りマイボトルの持ち込みを認める。

上記②に関しては、議会の品位が損なわれない範囲で、机上に置くことを認めることとする。

※ 会議規則第 107 条 「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」